

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 名義書換、引換え（商号変更、単元変更等）を当社にて取り次ぐ場合は、1 銘柄 1 名義人につき、10 単元までは 550 円（税込）これを超過する場合は 1 単元を増す毎に 50 円（税抜）と消費税（小数点以下切捨）を加算した書換手数料を頂戴いたします。但し、上限を 11 万円（税込）と致します。
- ・ 単元未満株式の買取請求、売渡請求、振替決済口座通知及び取得請求権付株式の取得請求の取次手数料を行う場合は、1 銘柄 1 買取請求者につき 550 円（税込）の取次手数料を頂戴いたします。
- ・ お預かりした有価証券を他社へ移管する（証券保管振替制度利用）場合は、1 銘柄 1 単元につき 550 円（税込）の移管手数料を頂戴いたします。但し、銘柄毎に 11,000 円(税込)を上限とします。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

次に掲げる事由に該当した場合は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商号等	徳島合同証券株式会社 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第 5 号
本店所在地	〒770-0844 徳島県徳島市中通町 3 丁目 5-1
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 28 年 2 月
連絡先	088-625-7171（代表）又はお取引のある営業所にご連絡ください。